

川口市監査告示第 1 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和3年1月4日

川口市監査委員	小川	春海
同	金井	洋
同	前原	博孝
同	江袋	正敬

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象及び理由

(1) 監査の対象

議会事務局

(2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 平成27年5月1日～平成27年5月29日

2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 現金	ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか
(2) 補助金等	ア 必要な手続きは行われているか イ 実績報告は形骸化していないか
(3) 契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか ウ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか
(4) 財産管理	ア 台帳と現物の実地照合はされているか イ 返納手続きをせずに処分していないか ウ 備品現在高報告書の記入漏れはないか

4 監査の対象期間

令和元年10月1日～令和2年9月30日

5 監査の実施期間

令和2年11月1日～令和2年11月27日

6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

なお、前原博孝監査委員及び江袋正敬監査委員については、地方自治法第199条の2の規定に基づき、政務活動費交付金に係る監査については除斥した。

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 過年度返還金雑入

イ 支出事務

(ア) 旅費

(イ) 交際費

(ウ) 消耗品費

(エ) 政務活動費交付金等の補助金等

ウ 契約事務

(ア) 会議録作成業務等の委託契約

(イ) 映像配信機器等の賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

オ その他

(ア) 前回の監査結果の改善状況

第2 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 出納事務について

出納事務の執行において、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

2 政務活動費交付金について

政務活動費交付金の交付等において、添付書類から政務活動内容の適正性が判断できないもの、添付書類に不備があるもの、政務活動報告書（個表）の記載が不十分なもの等が見受けられたので、川口市議会政務活動費の交付に関する条例等に基づき添付書類等の確認を適切に実施されたい。

第3 意見

1 情報公開等について

政務活動費交付金については、その適法性、公正性、妥当性を示すためにも関係書類の情報公開を早期かつ確実に実施するとともに、より適正なルール作りにも取り組まれたい。